

檜原市新賀土地区画整理事業

事業計画概要書

組合設立認可 平成 5 年 3 月 25 日

換地処分公告 平成 8 年 3 月 26 日

檜原市新賀土地区画整理組合

橿原市新賀土地区画整理事業
事業計画概要書

1. 土地区画整理事業の名称

橿原市新賀土地区画整理事業

2. 施行者の名称

橿原市新賀土地区画整理組合

3. 施行地区及び区域

橿原市新賀町及び木原町の各一部

4. 施行面積

約 3.2ha

5. 総事業費

432,236 千円

6. 事業の目的

本市における近年の市街化の動向は、ミニ開発が主流となって極めて活発な動きを見せており、本事業地周辺においても、ここ数年その傾向が見られる。又、本地区東側に近接して現在施行中の都市計画道路、奈良橿原線が完成するとこれに接してミニ開発が進行することは目に見えており、これに先がけて、計画性をもった良好な市街地を創造することを目的とする。

7. 事業施行期間

平成 5 年 3 月から平成 9 年 2 月

8. 施行前後の地積

土地の種目別施行前後対照表

種 目	施 行 前		施 行 後	
	地 積 (m ²)	割 合 (%)	地 積 (m ²)	割 合 (%)
公 共 用 地 (道路、河川・水路、 公園・緑地)	2,017.28	6.37	8,586.01	27.13
宅 地 (田、畑、宅地、 雑種地 他)	26,364.00	83.31	23,062.71	72.87
測 量 増 減	3,267.44	10.32		
総 計	31,648.72	100.00	31,648.72	100.00

9. 合算減歩率

25.69%

10. 経緯等

平成2年11月

土地所有者及び新賀町、木原町役員が橿原市と土地利用のあり方や整備手法について話し合いを始める。

平成3年3月

建設省(当時)の土地利用転換促進事業の補助をうけて橿原市が測量及び調査を実施。

平成4年4月30日

組合設立発起人会を組織。併せて奈良県及び橿原市に向けて技術援助を要請。

平成5年1月

奈良県知事に橿原市新賀土地区画整理組合設立認可を申請。

平成5年3月25日

奈良県知事より組合設立認可を得る。

平成5年3月29日

橿原市新賀土地区画整理組合設立総会を開催。

平成5年4月～平成5年10月

橿原市教育委員会による埋蔵文化財発掘調査の実施。

平成5年9月1日

仮換地指定を通知。

平成6年1月12日～平成8年9月30日

本工事の実施。

平成7年12月20日

保留地の処分を完了。

平成8年3月14日

奈良県知事より換地計画の認可を得て、同日換地処分を行う。

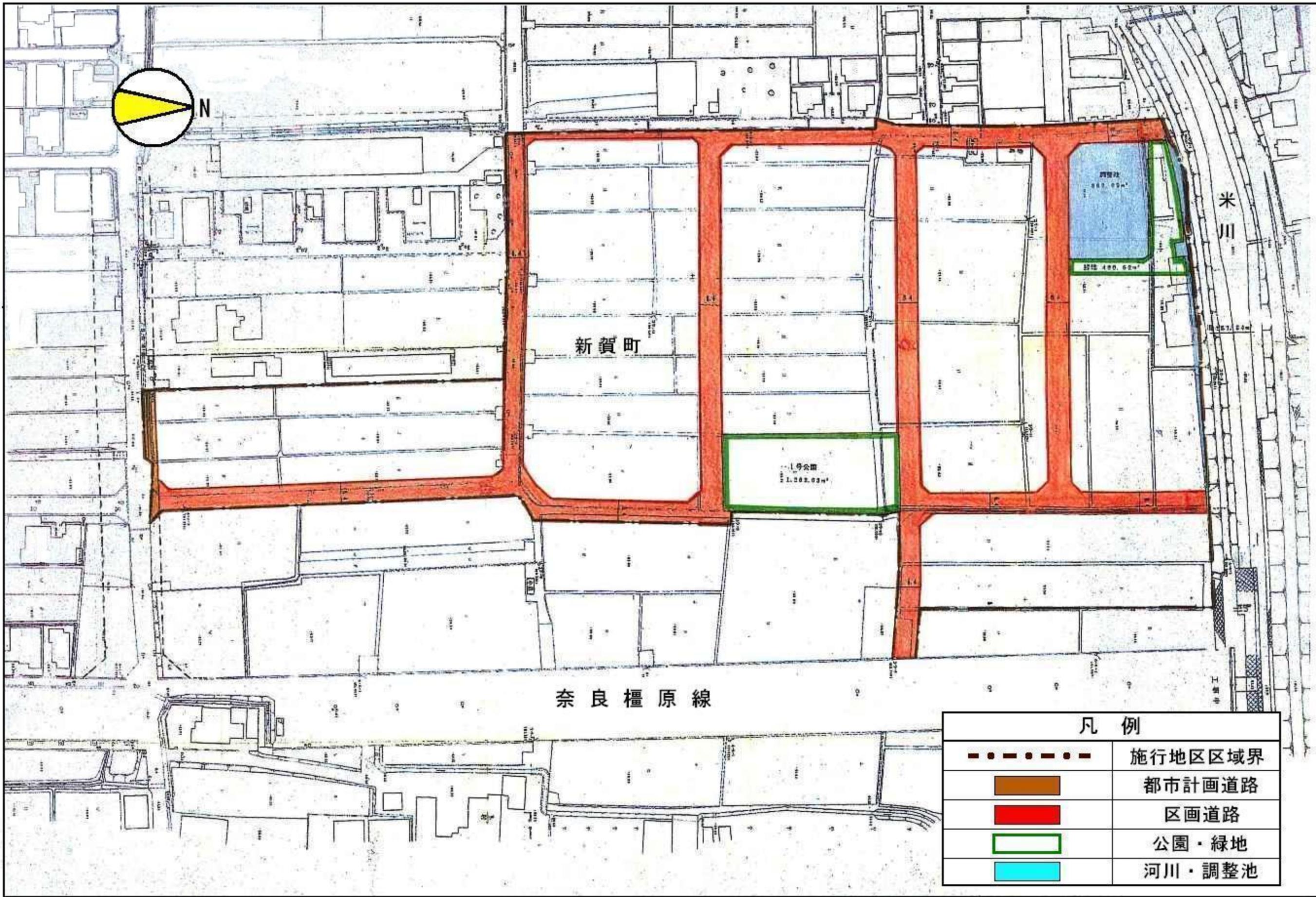
平成8年4月4日

換地処分に基づき土地区画整理の登記を完了。

平成9年2月4日

奈良県知事より組合解散認可を得る。

檀原新賀土地区画整理事業



凡 例	
-----	施行地区区域界
■	都市計画道路
■	区画道路
■	公園・緑地
■	河川・調整池